

イギリスにおける大学教員の教育力評価 —学生視点による評価—

田中正弘

筑波大学准教授

[キーワード] 質保証、学生参画、学生視点、年次質保証報告書、イギリス

はじめに

イギリス（本稿はイングランドのみを扱う）において、「高等教育質保証機構」（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）は、6年ごとに実施される機関別評価の重要な根拠資料として、受審機関に在籍する学生（通常、学生自治会）に「学生意見書」（student submission）の提出を依頼している。この意見書には、教員の教育力など、学生が受けた教育の質について、彼ら／彼女らがどのように考えているかが、自ら集めたデータの分析を基に詳細に記載されている。

学生意見書の内容は、機関別評価の結果に強い影響を及ぼすものであり、情報の正確さを求められる。よって、執筆準備にかかる学生の負担は小さくない。この負担を軽くするための工夫として、学生が簡易な「年次質保証報告書」（Annual Quality Report）を毎年作成し、その内容を学生意見書に反映させることを、QAAは推奨している。この報告書は、イギリスの学生が教員の教育力をどのように評価しているか（学生視点の評価）を知る貴重な資料となり得る。

そこで、本稿は、学生が作成する年次質保証報告書の内容を、4校（ポーツマス大学、リンカーン大学、オックスフォード大学、マンチェスター大学）の事例から、分析してみたい。そしてこれらの報告書の作成が大学の改善にどのように活かされたかを議論した

い。さらに、これらの作業を通して、我が国への示唆を得ることも、研究の視野に入れたい。

本項は三節で構成される。第一節で、QAAが作成した年次質保証報告書の執筆ガイダンスを参照することで、QAAは、どのようなデータを用いてどのような提言をすべきだと、学生にアドバイスしているかを把握する。第二節で、執筆ガイダンスを作成する際の参考とされた年次質保証報告書の中から4校を選出し、実際に学生がどのような報告書を作成したかを明らかにする。そして、これらの分析結果を土台に、第三節で、日本への示唆を提示したい。

I. QAAの執筆ガイダンス

QAAは、学生がより説得力・影響力のある年次質保証報告書を作成するには、報告書の執筆ガイダンスが必要だと考えた。そこでQAAは、「全国学生自治会」（National Union of Students: NUS）の協力を得つつ、「学生参画組合」（Student Engagement Partnership: SEP）と共同で、ガイダンス（How to Write an Annual Quality Report）を作成し、2017年3月に公表した。このガイダンスは下記のように三部構成になっている。

Part 1: Creating an evidence base

Part 2: Structuring your report

Part 3: Developing recommendations

第一部は、証拠に基づく報告書の作成を促している。そして、独自に集めるデータだけでなく、既存データの利用を学生に勧めている。参照すべきデータには、最終学年（学士課程）の学生を対象とする「全国

学生調査」(National Student Survey: NSS)、民間企業(i-graduate)が調査を実施する「留学生満足度指標」(International Student Barometer: ISB)、「高等教育アカデミー」(Higher Education Academy: HEA)が隔年で行う「大学院生学習行動調査」(Postgraduate Taught/Research Experience Surveys)、大学が独自に行う学内調査、学生自治会による調査、および、授業評価アンケートの結果などがあげられている。また、入学希望者向けに公表することが義務づけられている主要データ(Key Information Set)なども参照すべきだと、助言している(QAA 2017a)。

ガイダンスの第一部は、上記のような量的データだけでなく、学内に散らばる質的データの活用も勧めている。例えば、プログラム単位で毎年作成されるモニタリング報告書、各プログラムの学生代表の声、委員会の議事録などを用いると良いとされている(QAA 2017a)。なお、これらの情報を学生に適切に提供することは、QAAの機関別評価で審査されるため、大学は学生(学生自治会)への情報提供を積極的に行うようになった。

ガイダンスの第一部は、学生自治会が独自のデータを集める際の工夫として、学生自治会が主催する懇親会(Go Out and Talk: GOATと呼ばれる)において在校生の「生の」声を聞くことを勧めている。というのも、この懇親会の場で、学生が不満に感じていることを直接聞き出せるだけでなく、質問紙調査の質問項目が答えやすいものであるかも事前に確認出来るからである。それから、特定のテーマに関する「座談会」(focus groups)を開催し、学生の多様な意見を収集することを勧めている。なお、この座談会に多様な背景を持つ学生を参加させるべき、という但し書きが加えられている(QAA 2017a)。

以上のように、ガイダンスの第一部は、多様な量的・質的データを用いて、教育力の評価を多角的な視点から証拠に基づいたものにするを学生に期待しているといえる。

次に、ガイダンスの第二部は、報告書の構成について説明している。この第二部によると、報告書の分量は、上限を6,000語(A4で20頁以内)に設定すると良

い、とのことである。報告書の体裁は、学術論文のように、題名、要旨、目次、はじめに、主文、おわりに、改善案、資料の順に整えることが示されている。なお、資料の節において、データの単純集計結果や質問紙の質問項目を付加しておくことが強調されている(QAA 2017b)。

上記のように、ガイダンスの第二部は、研究者(大学教員)が報告書を読むことを鑑みて、学術論文の体裁に沿うべきだと説いている。

最後に、ガイダンスの第三部は、学生側から改善案を提示することの重要性に言及している。この第三部は、改善案にSMART(Specific, Measurable, Achievable, Result-oriented, Time-bound)の要素を含めることが望ましいと、説明している。加えて、証拠に基づいた改善案にすべき、とも述べられている(QAA 2017c)。

改善案を提示せずに学生側の不満を伝えるだけでは、教職員との良好な協働関係を築けないだろう。しかし、SMARTの要素を含んだ改善案の作成は、経験の乏しい学生にとって容易なことではないと思われる。そこで、学生がどのような改善案を作成したのか、次節において、4校(ポーツマス大学、リンカーン大学、オックスフォード大学、マンチェスター大学)の事例で確認したい。

II. 4校の事例

1. ポーツマス大学の事例

ポーツマス大学の学生自治会は、2014年8月に、年次質保証報告書(2013-14年度)を公表した。この報告書はNSSの質問項目に従って、結論の章も含めて8章で構成されており、その頁数は資料も含めると54頁という、大作となった。報告書で参照されたデータは、自治会が6週間に亘って開催する「個別学習相談」(Question of the Week)、自治会が独自に実施する「学生満足度調査」(Student Voice Survey)、NSS、「学生が選考する教員表彰」(Student Led Teaching Award)、学生が参加した学内会議の議事録、およびその他の二次資料である(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

これらのデータを用いて、学生自治会は具体的にどのような分析を行い、そしてその分析結果を踏まえてどのような提言を行ったのかを、各章ごとに簡潔に述べたい。

第2章は、学習経験(主に教育への満足度)について記述している。例えば、2013年度NSSの結果によると、ほとんど(88%)の学生は教育に対して満足しており、その割合は全国平均(86%)をわずかに上回っている。ただし、少数の教員は教育への情熱を失っているように見えた、などの意見が学生満足度調査であげられており、改善の余地は残されていると述べられている。そして、改善案として、教育の質のばらつきを是正するために、グッドプラクティスを普及させる仕組みを大学と学生自治会が共同で開発することを提案している(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

さらに、第2章は、学部学科間のコミュニケーション不足が「複数の専門領域を学びたい学生」(joint honours students)の不利益(二つの領域の必修科目が同一時限に開講されているなど)につながっていると指摘している。この指摘を踏まえ、改善案として、大学は学部学科間のコミュニケーションの内容を学生と協働で評価すべき、と主張している(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

第3章は、成績評価とフィードバックを分析している。この章で、学生満足度調査において、成績の評価基準が不明瞭であったと回答した学生が三分の一(34%)程度いたことに懸念が示されている。加えて、各科目の課題提出時期が重なる傾向にあることへの強い不満が各種調査(学生満足度調査やNSSなど)で表明されており、この点にも強い懸念を示している。これらの懸念払拭のためには、課題提出や試験の期日をあらかじめ分散する形で固定しておくべきだ、という改善案が示されている(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

もう一つの分析対象であるフィードバックに関して、第3章は学生満足度調査の結果を参照し、大多数(84%)の学生が期限(実働20日間)以内にフィードバックは行われていたと回答したことを好意的に表現

している。ただし、フィードバックの内容に改善の余地が多々あることも指摘している。例えば、「フィードバックはありきたりの内容で、個々の学生の学びに十分対応したものになっていない」、「教員によって、フィードバックの質がバラバラである」、「より高い評価を得るには何が足りなかったのかが書かれていなかったのも、イライラした」(University of Portsmouth Students' Union 2014a: 20)などの指摘が自由記述欄に書かれていたのである。このため、第3章は、フィードバックの質を学生とともに審査するワーキンググループの設立を、改善案として唱えている(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

第4章は、主に時間割とセメスター制の問題について、個別学習相談や学生満足度調査などの意見を基に、議論している。そして、時間割検討委員会への学生の参加やセメスター制を通年制に戻すことなどが、改善案として提示されている。さらに、イスラム教徒の礼拝のための専用スペースの確保を大学に要求している(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。この要求には、学生の多様な背景を尊重すべきだというNUSの信念が明確に反映されており、興味深い。

年次質保証報告書には、学生の不平不満、およびその解消の要求だけが書かれているわけではない。実際に、教育施設について述べている第5章では、24時間週7日開いている図書館や、IT設備の充実、図書館の改修計画などに対して、好意的な声が多く集まったことを高く評価している。好意的な声は、第6章のチューター制やキャリアサポートなどでも参照されている(University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

第7章のテーマは学生参画である。この章では、学生参画に関する学生自治会の反省点が、学生満足度調査の結果を基に吐露されている。その反省点とは、具体的に、学生の声を踏まえてどのような改善が行われたのかについてのフィードバックがなされていない、と回答した学生が過半数(57%)を超えたことである。この結果は、教育課程の学生代表が誰なのかを知らなかった学生が多々いたことから、改善結果を学生に伝える課程代表制の機能不全に原因があると結論づけら

れた (University of Portsmouth Students' Union 2014a)。

ポーツマス大学の年次質保証報告書の目次がNSSの質問項目を模倣しているのに対して、リンカーン大学の報告書の目次は、学生自治会の問題関心を反映しており、この点で差異が見られる。そこで、次項で、リンカーン大学の報告書の内容を調べてみたい。

2. リンカーン大学の事例

リンカーン大学の学生自治会が提出した年次質保証報告書 (2014) は、5章 (学習・教育、大学施設、カリキュラム、フィードバック、学習支援) で構成されている。この報告書で参照された主なデータは、学生代表会議やGOATであげられた学生の声、およびNSSなどの学生調査の結果である。リンカーン大学の報告書の特徴は、大学全体というよりは、後述するように、学部レベルに固有の問題を取り扱っていることである。

第1章「学習・教育」は、芸術学部の学生が支払いを余儀なくされる「隠れた費用」(Hidden Course Costs) に着目している。芸術学部の学生は、受講科目の成果物の提出の際に、発色の優れた上質紙への印刷を“間接的に”要求されることがある。ここで、間接的とは、上質紙を使えとは教員から直接言われないものの、質の低い紙を使うと評価が下がることから、良い成績を取りたいならば上質紙を使わざるを得ないということである。上質紙の購入補助として、学生一人当たり、年30ポンドが支給されるものの、全く足りないという声が寄せられている。このため、よい成績を得るためには自腹を切れ、という仕組みはおかしいと報告書で指摘しているのである (University of Lincoln Students' Union 2014)。

第1章は、オンライン上で資料の共有と課題の提出が可能となるBlackboardのシステム改善の必要性や、提出課題の剽窃の有無をチェックするTurnitinの利用状況の改善など、教育設備の充実にも言及している。同様に、第2章「大学施設」においても、完全なる24時間週7日 (クリスマスやイースターを含む) 開室の実現に向けた図書館への投資を要望している

(University of Lincoln Students' Union 2014)。

第3章「カリキュラム」は、時間割の通知が遅いこと (授業開始の一週間前であること) を問題視している。時間割が通知されてから直ぐに受講希望の科目を決めなければならないため、受講漏れが生じてしまっている。よって、2014-15年度のカリキュラムでは、2年生以上は8月25日までに、1年生は9月19日までに、時間割を通知するよう、大学執行部に求めている。その他には、出席の確認に時間がかかりすぎている授業があるため、その確認方法を改善するよう切望している (University of Lincoln Students' Union 2014)。

第4章は、フィードバックの課題点を列挙しており、ポーツマス大学と同様に、ここに学生の強い不満があることが分かる。リンカーン大学では、フィードバックの期限を実働20日以内としている。しかし、この期限が守られていないという報告が多くの学生から出されている。加えて、フィードバックの内容は、今後の学習の発展に役立たないという報告も散見された。それから、評価が無記名で行われていない事例があったことにも、強い不満が寄せられている。ただし、不満ばかりでなく、心理学部における、評価に関する学生と教員のコミュニケーションを円滑にする工夫が、グッドプラクティスとして紹介されている (University of Lincoln Students' Union 2014)。

第4章は、学生参画の推進に関する提言を行っている。例えば、学生が学内の教育改善計画の立案に参画すべき、設備の改善計画に学生の意見を取り入れるべき、などの意見が述べられている。第5章「学習支援」においても、学生が大学と密接に協働することによって、学習支援の環境整備が可能になると主張されている (University of Lincoln Students' Union 2014)。

リンカーン大学やポーツマス大学の報告書と異なり、オックスフォード大学の報告書は、グッドプラクティスの紹介に特化している点で興味深い。次項で、オックスフォード大学の報告書の具体的な内容を記述してみる。

3. オックスフォード大学の事例

学生自治会が作成したオックスフォード大学の年次

質保証報告書(2014-15年度)は構成がシンプルで、3章(学生参画、質の問題、質の向上)しかなく、14頁と、コンパクトにまとめられている。参照されたデータも、座談会の結果、NSS、学内で実施された学生満足度調査、および学生自治会による「教育の未来像調査」(OUSU Education Vision Survey)、という四種類のみである。

第1章「学生参画」は、大学全体の学生参画の状況を概ね良好であると判断している。このため、改善案は、NSSの回答率を高めるよう大学に要望している程度で、深刻な内容にはなっていない。第2～3章で分析される教育の質に関しても、概ね良好とされている。ただし、細かな点で数多くの改善案が下記のように提示された(Oxford University Student Union 2014)。

第一に、博士課程の学生が担当した授業について受講経験のある学生に尋ねたところ、17%の学生が何らかの問題を指摘した。この調査結果を踏まえて、博士課程の学生に提供している教育訓練の機会の拡充を、改善案として要望している。

第二に、学費とは別に追加の出費(学習の一環として、物品購入や旅費支出)が必要なことをあらかじめ知っていたかについて尋ねたところ、知らされていなかった、と回答した学生が少数(学部16%、大学院10%)ながら存在した。そこで、入試情報の中に追加支出の額を明記するよう、改善案として求めている。

第三に、研究指導教員の教育の質への満足度を、博士課程の学生に尋ねたところ、指導教員とのコミュニケーションなどの満足度が期待していたよりも低いことがあらわとなった。このため、各研究科は研究指導の質をモニタリングする責任を強化すべきだとの提案が行われた。

第四に、博士課程の学生に大学で(給与をもらって)教育する機会はあるかを尋ねたところ、十分ではないという回答が目立った。また、その機会がいかなる選考を経て提供されるのかが不明瞭だ、という意見も多々出されていた。これらを踏まえて、改善案として、各研究科は教育機会の告知や選考過程の明確化などの点で、学内の優れた取組みを参考にすべきとき

れた。

第五に、成績評価とフィードバックの方法に未だ改善の余地があることが調査の結果で明らかとなったため、内部質保証組織がその改善に取り組むよう提言されている。また、剽窃に関する学内ルールの周知の徹底も、改善すべき課題とされた。

第六に、内部質保証組織の学生代表とのコミュニケーション不足を改善するよう指摘されている。なお、この改善は大学だけでなく、学生自治会にとっての課題でもある、とされた。それから、全学だけでなく、部局レベルの内部質保証の取組みにも、学生自治会が参画すべきだと提案されている。そして、そのためにも、学生自治会が学生代表を評価者として訓練する制度の拡充が必要であると述べられた。

上記の三大学の報告書とは異なり、マンチェスター・メトロポリタン大学の報告書は、ポンチ絵のスタイルを採用しており、“カジュアル”な印象を受ける。次項で、この報告書の内容を記述したい。

4. マンチェスター・メトロポリタン大学の事例

マンチェスター・メトロポリタン大学の学生自治会が作成した年次質保証報告書(2014)は、1頁で主の一つのトピックを扱う、ポンチ絵のスタイルとなっている。報告書の中で引用しているデータは、そのほとんどが、独自に実施したアンケート調査の結果である。このため、章立て(学生代表、質保証の概要、学生フォーラム)は独自の関心に沿ったものとなっている(Manchester Metropolitan University Students' Union 2014)。

第1章「学生代表」では、学生自治会が開催した学生代表会議や学生座談会で話し合われた内容などが紹介されている(Manchester Metropolitan University Students' Union 2014)。ところが、その内容は、学生代表の訓練のあり方などについてのものであり、大学に対して何かを提言する形になっていない。よって、読者が誰なのかが不明瞭になってしまっている。

第2章「質保証の概要」では、学期途中で休みの週があることの是非や学習支援の満足度、オンライン学習の利用度などについて、学生自治会によるアンケート

調査の結果を説明している (Manchester Metropolitan University Students' Union 2014)。とはいえ、どれも満足度が総じて高かったことにより、いずれも改善案が示されていない。このため、単なる結果発表になっている。

第3章「学生フォーラム」では、大学や学生自治会の改善点について、オンラインで学生の声を集めたことが書かれている (Manchester Metropolitan University Students' Union 2014)。ここで集められた声は、残念ながら、施設設備(学食など)の改善に対する要求ばかりで、教育の内容に関するものはない。

報告書の最終頁に、学生自治会が着手すべき事柄が、行動計画としてまとめられている。ただし、行動計画の主語はあくまでも学生自治会であって、大学ではない。このため、この報告書を受けて、大学は何をすべきかが伝わってこない。この点で、先記した3大学とは異なる報告書となっており、年次質保証報告書の内容を大学の教育改善につなげることが容易でないことを、あるいは、学生が説得力・影響力のある報告書を作成することが、いかに難しいかを物語っている。

では、学生自治会が作成した年次質保証報告書が教育改善にどのようにつながったのかを、ポーツマス大学の事例を参考に、次節で概説してみたい。

5. 改善実践例 (ポーツマス大学)

ポーツマス大学の学生自治会は、年次質保証報告書(2013-14年度)の提言を受けた大学がいかなる改善を試みたかについて、年次質保証報告書(2015-16年度)で示している (University of Portsmouth Students' Union 2016)。主な改善点(未達を含む)は以下の通りである。

第2章の改善案—教育の質のばらつきを是正するため、グッドプラクティスを普及させる仕組みを大学と学生自治会が共同で開発する—について、残念ながら、大学側の努力の跡が見られないと結論づけている。もう一つの改善案—大学は学部学科間のコミュニケーションの内容を学生と協働で評価すべき—について、そのための会議が大学と学生の双方の関係者を集

めて開催されるようになったと、高く評価している。

第3章の改善案—課題提出や試験の期日をあらかじめ分散する形で固定しておくべきだ—に関して、大学は、その改善を試みている、と評価されている。具体的に、副学長(学生担当)が試験日と課題提出日が重ならないように努めてくれたとのことである。さらに、教務課の職員が試験日の公表を早める努力をしてくれたと記述されている。もう一つの改善案—フィードバックの質を学生とともに審査するワーキンググループの設立—について、大学執行部と学生自治会が協働して、フィードバックの質を審査するようになったと述べられている。

しかしながら、フィードバックの内容が今後の学習の改善に役立たないことがあるという指摘に対しては、そこまで踏み込んだ質の審査は行われなかった、と吐露されている。加えて、フィードバックのガイドラインを明記した「成績評価・フィードバック憲章」(Assessment & Feedback Charter)の策定が進まなかったことも、反省点として記述されている。

第4章の改善案—時間割検討委員会への学生の参加やセメスター制を通年制に戻すことなど—について、時間割検討委員会への学生の参加は実現しなかったものの、学生代表が各種会議でこの議題を提議してくれたため、課題への理解が進んだと述べられている。その一方で、セメスター制を通年制に戻すことは非現実的な提案であったのか、その後どのような議論が行われたかなどの言及が一切ない。

以上のように、ポーツマス大学学生自治会は、自らの改善案がどのように実現されたかを報告書にまとめている。全ての改善案が実現されたわけではないものの、大学の対応をモニタリングすることは、報告書の作成の意義を鑑みると、重要な活動といえる。ところが、他の三大学の学生自治会は、モニタリング結果を公表していない。このため、モニタリングそのものを行っているかどうかも定かではない。この点は、学生自治会にとって、改善すべき課題となっている。

改善点は残されているが、学生自治会が作成する年次質保証報告書は、イギリスの学生が教員の教育力をどのように評価しているか(学生視点の評価)を知る貴

重なる資料だといえる。よって本稿は、日本の大学においても、学生(自治会)が類似の報告書を作成することを、内部質保証活動の一環として提案したい。

しかし、日本の学生に報告書の作成を突然依頼しても、おそらく対応できないだろう。そこで、イギリスの学生自治会は報告書の作成を、どのような組織体制で行っているのか、本稿で引用した四大学を参考に、簡潔に説明したい。

6. 学生自治会の組織体制

イギリスの学生自治会は通常、「自立した慈善団体」(independent charity)である。ここで、自立したとは、経済的に自立している意味を含む。例えば、ポーツマス大学学生自治会は、営利企業「Portsmouth Students' Union Trading Ltd」を有しており、この企業の利益を自治会の運営費に充てている。2007年に設立されたこの企業は、2013年の利益が10万ポンド(約1,700万円)に達しており、学生の会費だけで運営していたころよりも、多くの職員を雇い、より多様なサービスを学生に提供できるようになった。2019年の時点で、学生自治会は5人の「学生職員」(sabbatical officers)を雇用している。彼ら／彼女らは、一年間フルタイムで働くために、学業を中断(sabbatical)しており、1年の任期終了後に学業に戻るようになる。彼ら／彼女らが、業務の一環として、年次質保証報告書の作成を担っているのである。

ポーツマス大学学生自治会と同様に、リンカーン大学学生自治会にも営利企業がある。この企業の2019年度の利益は、£3,191,674であった。この額は学生自治会の年間収入(£4,838,074)の約66%にもなるのである。この潤沢な資金を用いて、学生自治会は専任スタッフを60人近く雇用し、報告書の作成も含めた多様な活動を行っているのである。潤沢な資金を用いて学生を常勤で雇い、彼ら／彼女らが業務として内部質保証に関わるという構図は、オックスフォード大学やマンチェスター・メトロポリタン大学の学生自治会にも当てはまる。

以上のように、イギリスの学生自治会にとって、年次質保証報告書の作成はボランティア・ワークではな

い、といえる。それは給与をもらった専門家が行う業務なのである。この点を踏まえて、次節で日本への示唆を提示したい。

III. 日本への示唆

本稿は、イギリスにおける大学教員の教育力を、学生視点でどのように評価しているかを明らかにするため、学生自治会が作成する年次質保証報告書の内容を吟味した。そしてその成果を踏まえて、以下の二つの点を、日本への示唆として強調したい。

第一に、学生に教育の質(大学教員の教育力)を評価してもらうことは、大学と学生の双方にとって有益だということである。なぜなら、大学にとっては、受益者である学生の視点から自らの教育の質を評価してもらうことは、大学(教員)が気づけなかった課題を知る良い機会となり得るからである。そして、その課題の解決に真摯に取り組めば、学生(顧客)の満足度を高められるからともいえる。学生にとっては、自らの改善案が実現されれば、それが自らの教育経験の価値を高めることにつながるかもしれないからである。さらに、学生が内部質保証の活動に参画することは、彼ら／彼女らの「所属意識」(sense of belonging)を高めるという研究成果(Brand and Millard 2019)がある。

第二に、外部質保証の仕組みに学生視点の評価を取り込むことは、認証評価機関にとって有益だということである。なぜなら、大学が作成する自己評価報告書だけで学外者が評価しようとすると、大学が認識していない(認識したくない、明記したくない)課題を知ることが困難であるため、適切な評価にならない恐れがあるからである。事実、「学生FDサミット2016夏」において、ある学生が「私は先生同士でカリキュラムについて話し合ってもらいたいです。同じ内容の講義がいくつもあったり、逆に、習っていないのに、そんなことも知らないのかという先生がいたりするからです」と発言したので、この学生の所属大学の認証評価報告書を調べたところ、体系的な教育課程が編成されているという高い評価が付されていたことがあった(Tanaka 2019)。この評価は、大学の主張を鵜呑みにした結果かもしれない。

上記した二つの点を踏まえて、本稿は、日本において、学生に年次質保証報告書を作成してもらうことを、内部(外部)質保証活動の一環として提案したい。ただし、イギリスの学生自治会のような経済的に自立した学生組織は日本にほとんどないため、大学や認証評価機関による経済的支援(質保証に参画する学生に給与を支払うことなど)が必要だと思われる。

最後に、学生が質保証に参画する制度が機能するには、教員と学生との信頼に基づく協働関係が重要である。このことは、例示した4校の報告書の中で繰り返し強調されていたことである。加えて、その信頼を得るための工夫として、例示した4校の学生自治会が問題ある教員への個人攻撃を意図的に避けていたことを注記したい。つまり、学生視点による教員の教育力評価は、個人への評価ではなく、教育課程全体への評価なのである。この点は、日本に導入する際に気をつけたいことであろう。

我が国において、学生視点による評価制度がより良いものとなることを切に願い、本稿の結びとする。

【謝辞】

本稿は、JSPS科研費(18K02719)、基盤研究(C)(H30-32)「我が国の学位プログラム化の是非を問うーイギリスの経験から検討するー」(研究代表者:田中正弘)の助成を受けた研究成果の一つである。

【参考文献】

Brand, S. and Millard, L. (2019) "Student Engagement in Quality in UK Higher Education: More than assurance", in Tanaka, M., *Student Engagement and Quality Assurance in Higher Education: International Collaborations for the enhancement of learning*, London: Routledge, pp.35-45.

Manchester Metropolitan University Students' Union (2014) *Student Voice: Second Term Report*, April 2014

Oxford University Student Union (2014) *Annual Quality Report 2014/15: Reflecting on a year of student engagement and representation at the University of Oxford*, Oxford: OUSU

Quality Assurance Agency for Higher Education (2017a) *How to Write an Annual Quality Report, Part 1: Creating an evidence base*, London: Student Engagement Partnership

Quality Assurance Agency for Higher Education (2017b) *How to Write an Annual Quality Report, Part 2: Structuring your report*, London: Student Engagement Partnership

Quality Assurance Agency for Higher Education (2017c) *How to Write an Annual Quality Report, Part 3: Developing recommendations*, London: Student Engagement Partnership

Tanaka, M. (2019) "Student Engagement for the Improvement of Teaching: The peculiar form of student faculty development in Japan", in Tanaka, M., *Student Engagement and Quality Assurance in Higher Education: International Collaborations for the enhancement of learning*, London: Routledge, pp.136-148.

University of Lincoln Students' Union (2014) *Annual Quality Report 2014*, Lincoln: ULSU

University of Portsmouth Students' Union (2014a) *Annual Quality Report*, Portsmouth: UPSU

University of Portsmouth Students' Union (2016) *Quality Report 2016*, Portsmouth: UPSU